

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童扶養手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

- ・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

## 評価実施機関名

宮崎県日南市長

## 公表日

令和5年10月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>日南市では、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当受給者(申請者)・配偶者・扶養義務者の住民基本台帳情報・所得情報・年金受給情報等を審査し、児童扶養手当の受給認定者・手当額決定・資格喪失決定等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>具体的には、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①児童扶養手当認定請求者からの認定請求書の受理            ②児童扶養手当受給者からの各種届出書の受理            ③認定請求書、各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付            ④児童扶養手当の支払い、過払い金の返還請求            ⑤他自治体等から日南市への児童扶養手当状況等照会への回答            ⑥日南市から他自治体等への児童扶養手当状況等の照会            ⑦日南市から他自治体等への住民基本台帳情報、住民税課税情報、公的年金受給状況等の照会</p>
③システムの名称	①総合福祉WEL+ ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー ④サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 【別表第二における情報照会の根拠】57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【別表第二における情報提供の根拠】10条の3、12、19、26条の2、35、36、44条、59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 こども課 こども政策係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1131

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月7日	I 5. ①部署	こども課	健康福祉部 こども課	事後	
平成30年9月7日	I 5. ②所属長の役職名	課長 黒岩 保雄	こども課長	事後	
平成30年9月7日	I 7. 請求先	総務課総務係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1 Tel 0987-31-1113	事後	
平成30年9月7日	I 8. 連絡先	こども課 こども政策係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1131	健康福祉部 こども課 こども政策係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1131	事後	
平成30年9月7日	II 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	平成29年5月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年9月7日	II 2. 対象人数 いつの時点の 計数か	平成29年5月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116の 項 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 【別表第二における情報提供の根拠】 12, 19, 35, 36, 44条 【別表第二における情報照会の根拠】 31条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116の 項 【別表第二における情報照会の根拠】 57の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 【別表第二における情報提供の根拠】 10条の3, 12, 19, 26条の2, 35, 36, 44 条, 59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】 31条	事後	
令和1年6月25日	II 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IV. リスク対策		項目追加	事後	様式変更
令和2年12月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和1年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月28日	II 2. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和1年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年9月30日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	
令和3年9月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	I 7. 請求先	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1 Tel 0987-31-1113	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1 Tel 0987-31-1113	事後	
令和4年10月20日	II 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	